

可児市農業委員会第2回農業委員会総会議事録

開催日時	平成31年2月4日（月）午後1時30分から2時30分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
農業委員	大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、二宮 章二、 鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	菱川 幸夫
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第8号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第9号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第10号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第11号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第12号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
事務局	開会に先立ちまして、事務局よりお知らせします。 本日、会長の菱川幸夫委員が所用のため欠席をしておりますので、副会長の可児勉委員に議長をお願いします。
議長	平成31年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日、会長の菱川幸夫委員が欠席ですが、出席委員は13名で定足数に達しております。また、推進委員については、欠席の報告はありませんので、出席委員は9名です。 これより、平成31年第2回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、14番山田照男委員、2番大澤正幸委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第8号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明いたします。

今回は、売買による所有権移転が1件です。

受付番号1の案件は、兼山の方と大森の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字下長サ外6筆、地目は田と畑、面積は合計4,966㎡の農振農用地と白地です。うち、白地については、地目畑、面積29㎡の1筆です。

譲受人は、申請地近くで耕作をしており、「申請地を取得して経営規模を拡大する」とのことです。

譲受後の耕作面積は8,370㎡となります。

農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしていると考えられます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

大森お願いします。

可児(す)委員 推進委員7番可児が、発表します。

大森の機器製造会社より東500mのところにある水田です。この水田5枚ほどですが、親が亡くなり、4人の相続者がいますが耕作できないため、申請地の近隣で耕作している方が取得して、経営拡大されるということです。譲受人本人は、耕作従事歴はありませんが、2人雇用して作付けされるとのことです。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長 【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第8号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として「許可する」ことにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は当委員会として「許可する」ことに決しました。

議長 日程第3、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明いたします。

今回は1件の申請があります。

この案件は、土田の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大池、地目は田、面積は708㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「共同住宅1棟を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。

井 藤 委 員 土田をお願いします。

4 番井藤が現地確認の報告をします。

場所は、枕木を作っている会社の北東の角、道路挟んだ反対側にあります。

この方は、昨年旦那さんを亡くし、自分では耕作できず、荒廃地になってしまうものしのびないということで事業転換されて、今回共同住宅を建てるという申請をされました。

土地改良区の同意も得ており、上水道は前面の道路から、下水道は公共下水道に流すということで、北側に水路を挟んで農地がありますが、こちらも話はできているということです。現地確認の結果、特に問題はないと思われま。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第 3、議案第 9 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、「許可相当」として県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は「許可相当」として県に進達することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 10 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明します。

申請の内訳は、使用貸借権の設定 1 件、賃借権の設定 1 件、売買による所有権移転 13 件、贈与による所有権移転 1 件の合計 16 件です。

受付番号 1 の案件は、兼山の方と兼山の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、兼山字九郎七、地目は田、面積は 808 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「ワイヤーハーネス製造工場の従業員駐車場を整備する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。農地に対する隣地への同意があります。

なお、当該農地で計画されていた太陽光発電施設についての申請は、取下げとなりました。

受付番号 2 の案件は、広見の方と東京都西東京市の法人との売買による所有権移転で、

転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字泉、地目は畑、面積は 519 m²のうち 253 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「分譲住宅を 2 棟建築する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

その他、西側の残地については、後日転用許可申請を行う予定となっています。

受付番号 3 の案件は、大森の方と大阪市住之江区の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字大畑、地目は畑、面積は 23 m²、農振地域外の 2 種農地と判断され、代替地の検討もされています。

転用目的は、「隣接する山林及び原野を一体利用して、太陽光発電施設にする」とのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

受付番号 4 の案件は、兼山の方外 4 名と加茂郡七宗町の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字口洞外 1 筆、地目は畑と田、面積は合計 603 m²、農振白地の 2 種農地と判断され、代替地の検討もされています。

転用目的は、「分譲住宅を 2 棟建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号 5 の案件は、塩の方と石川県金沢市の方との使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字浦之田外 1 筆、地目は畑、面積は合計 391 m²、農振白地の 2 種農地と判断され、代替地の検討もされています。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

昭和 43 年頃から自宅の駐車場及び車庫として貸していた土地が農地であったことによる無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

受付番号 6 の案件は、土田の方と土田の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑、面積は 54 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、一般個人住宅の庭を整備する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号 7 の案件は、相模原市南区の方外 1 名と坂戸の法人との売買による所有権移転

で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大脇外 3 筆、地目は畑と田、面積は合計 458 m²、農振白地の 2 種農地と判断され、代替地の検討もされています。

転用目的は、「分譲住宅を 3 棟建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

昭和 50 年頃から居宅用地として埋め立てをしたことによる無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

受付番号 8 の案件は、土田の方と東京都新宿区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大池、地目は畑、面積は 620 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「分譲住宅を 2 棟建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号 9 の案件は、名古屋市昭和区の方と愛知県犬山市の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字髭前、地目は畑、面積は 317 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

その他としまして、西可児駅周辺地区計画に該当しているため、事前に建築指導課への届出が必要な案件です。

受付番号 10 の案件は、下恵土の方と多治見市の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野林外 1 筆、地目は畑、面積は合計 1,483 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「5 区画に宅地分譲する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

この案件は、まちづくり条例による開発基準協議及び都市計画法による開発許可申請が必要な案件であり、平成 30 年 12 月 26 日受付、現在開発基準協議中です。

受付番号 11 の案件は、広見の方と可児市との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は畑、面積は 448 m²のうち 344 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「総合会館分室駐車場を整備する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

この申請の経緯ですが、市の道路事業により、公共施設である総合会館分室の駐車場の一部が取得され、駐車場 30 台分が減少することとなり、近隣で 16 台分確保できましたが、依然不足する 14 台分を確保する必要がありました。譲渡し人は高齢で耕作が困難であったため、譲受人である可見市からの公共施設駐車場用地としたい旨の申出を受けて、今回 14 台分の駐車場を整備するものです。

受付番号 12 の案件は、下恵土の方と川合の方外 1 名との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南一丁目、地目は畑、面積は 266 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、周囲にコンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号 13 の案件は、今渡の方と東京都品川区の法人との賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字野市場外 1 筆、地目は畑、面積は合計 502 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「隣接地を一体利用してコンビニエンスストアを建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積み及びコンクリート擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

この案件につきましては、事業計画変更受付番号 1 と同時申請となっています。また、まちづくり条例による開発基準協議及び都市計画法による開発許可申請が必要な案件で、平成 30 年 11 月 29 日受付、現在開発基準協議中です。面積としましては、一体利用地を含め 1,902 m²です。

受付番号 14 の案件は、今渡の方と今渡の方との贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大清水外 1 筆、地目は畑、面積は合計 271 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

資料の航空写真には建物が写っていますが、現地確認の際、建物はありませんでした。

受付番号 15 の案件は、加茂郡七宗町の方と下呂市の法人との売買による所有権移転で、

転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字塚越外 3 筆、地目は田、面積は合計 3,632 m²、農振白地の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「分譲住宅 13 棟を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、乗入口以外はコンクリートブロック積み及びL型擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は土地改良排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

まちづくり条例による開発基準協議及び都市計画法による開発許可申請が必要な案件で、平成 30 年 12 月 10 日受付、現在開発基準協議中です。

受付番号 16 の案件は、愛知県長久手市の方と大森台の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字東野、地目は畑、面積は 556 m²、農振白地の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「貸事務所を建築し、貸駐車場を整備する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

以上各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号 1、兼山をお願いします。

山 田 委 員

14 番山田が説明します。

物件の概要ですが、八百津へ向かう県道兼山橋南交差点を右折したところに電子部品の工場がありますが、その工場の従業員駐車場として整備するものです。

隣には既設の駐車場があり、この場所は、以前に転用目的が太陽光発電施設ということで現地確認をしたところで、今回変更されて申請がされました。

残る耕作する水田は、給排水など農業用排水には影響がなく、特に問題になることはないと思われまます。

議 長

受付番号 2、広見をお願いします。

溝口（知）委員

推進委員 9 番溝口が説明します。

市役所に近いビレッジ元町という商店街の西側に位置するこの物件は、周りを宅地に囲まれた残された農地として存在します。そういった点からも、何も問題になることはないと思われまます。

議 長

受付番号 3、4、大森をお願いします。

續 木 委 員

受付番号 3 について、10 番委員續木が現地確認の結果を報告します。

場所は、大森ガレキ処分場及び福寿苑北約 300m、緑ヶ丘住宅団地のすぐ下にあります。

今回の申請地は、昨年夏の非農地申請で承認を受けましたが、今回申請の 1 筆が漏れていたことがわかりました。すでに、太陽光発電施設が出来上がっており、非農地申請では対応できないため、始末書添付の 5 条申請となりました。

可児（す）委員

受付番号 4 について、推進委員 7 番可児が説明します。

ここは、先ほど 3 条で申請のありました同じ方が所有の畑になります。雨水は道路側溝、

下水道は公共下水道、上水道も前面道路から引けます。ここに分譲住宅2棟を建てるということですが、隣地所有者への説明も土地改良区の同意もあり、特に問題はないと思います。

議 長
日比野委員

受付番号5、塩お願いします。

6番日比野が説明します。

この土地につきましては、地主である方の娘夫婦が家を建てるということです。現地確認の結果、特に問題になることはないと思われます。

議 長
井藤委員

受付番号6、7、8、土田お願いします。

4番井藤が現地確認の結果を報告します。

受付番号6から8まで、順次説明させていただきます。

受付番号6ですが、報恩寺というお寺から直線距離で200mくらいのところにあり、資料を見ていただくとわかりますが、申請地の一部が農地で、隣接の宅地と一体利用するというものです。

雨水は自然浸透、上下水道も埋設しなくてもいいということで特に問題はないと思われます。

続きまして受付番号7ですが、ここは、大脇の信号から200mくらい入ったところにあり、神社と宅地に囲まれたところです。親の代くらいに建てられた建物があるため、始末書が出されています。

土地改良区の同意は不要、上下水道も説明どおり、雨水も道路側溝へ流すということで、農業用排水への影響もありません。分譲住宅を3棟建てるということですが、周囲を見た限りでは何も問題はないと思われます。

受付番号8ですが、場所は、前回申請があった場所の隣りにあります。前回の申請は問題なく受理されていますし、北側は道路、南側は都市下水、東側は住宅ですので、何も問題はないと思います。

議 長
勝野委員

受付番号9、東帷子お願いします。

5番勝野が、現地確認の結果報告をします。

申請地は、西の方に400mくらい行くと、国道41号帷子インターに辿り着くところにあります。申請地から北へ500mくらいのところには、西可児駅があります。

先月、この申請地の南側で農転申請が出され、審議及び受理をされていますが、この地区は区画整理されたところであり、一般基準判定等につきましても事務局の説明どおり何ら問題ないと判断しています。

議 長
大澤委員

受付番号10、11、12、下恵土お願いします。

2番大澤が説明いたします。

受付番号10ですが、場所は、今渡南小学校の南側にあたります。この方は、1箇所農地を持ってみえたのですが、もう農業が出来ないということで、今回分譲のために売られることになりました。

物件については、土地改良区の同意がありますし、面積が大きいので市の開発協議も進められるものであるので、特に問題はないと思われます。

次に受付番号11ですが、これは、可児市がこの土地を買って、14台分の駐車場にした

いということを出ております。この地域については、第1種住居地域となっておりますので、特に問題になることはないと思います。

続きまして、受付番号12ですが、この土地につきましては、徳野南土地区画整理地内で、都市整備がされているところです。以前、ビニールハウスが建っていたところですが、今回売られるということで、きれいに壊されて更地になっていました。区画整理地内であるということで、特に転用について問題はないと思います。

議 長
浅野委員

受付番号13、14、お願いします。

推進委員1番浅野です。受付番号13について、現地確認結果の報告をします。

場所は、名鉄日本ライン今渡駅より南に50m、家電量販店より西30mのところですか。

転用目的は、賃借人が隣接する雑種地を一体利用して、コンビニエンスストアを建築する形で申請が出ています。なお、申請の北側土地一部が、事変受付番号1と同時申請が出されています。

上水道は南側道路から、下水道は公共下水道へ各問題はなく、雨水排水は道路側溝へ流します。一体利用地があります。

現地確認の結果、問題はないと思います。

引き続き受付番号14について、現地確認の報告をします。

場所は、名鉄日本ライン今渡駅の北側の、県道今渡交差点より北東へ200mのところですか。

転用目的は、叔父の土地を譲り受け、一般個人住宅を建築する形で申請が出ています。

上水道は南側道路から、下水道は公共下水道へ各問題はなく、雨水排水は道路側溝へ流します。

現地確認の結果、問題はないと思います。

議 長
大澤委員

受付番号15、16、川合お願いします。

2番大澤が説明させていただきます。

受付番号15ですが、かなり大きい土地で3,600㎡はあるということで、かなりきつい開発協議物件になると思います。

これにつきましては、親が亡くなり、娘さんが相続をされたわけですが、川合には誰もおらず、守りもできないということで、今回業者の方に分譲するということになりました。

土地改良区にも話がありましたが、止むを得ないだろうということで、併せて市の指導を頂いてきちんとしていただくようお願いをしたところです。

次に受付番号16について、東野住宅の前にある細長い土地になりますが、この土地は、ずっと前から荒廃地ということで常に調査に挙がっているところで、周囲も困って見える土地です。今回売られまして事務所と駐車場になるということで、隣りの方たちも喜ばれる状況ですので、特に問題はないと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

日比野委員

受付番号11ですが、今現在道路に面していないのですが、道路に面するよう道路は買収されていて、そこを市が駐車場にされるという理解でよろしいですか。

事務局

委員がおっしゃるとおりです。

議 長 その他、ご意見等はございませんか。
【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
日程第4、議案第10号、「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、これを「許可相当」として県に進達することに、ご異議ございませんか。
【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は「許可相当」とし、県に進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明いたします。今回は1件の申請です。
この案件は、当初事業者の今渡の方と事業継承者の東京都品川区の法人との賃借権の設定で、事業計画変更の承認を求めるものです。
土地の概要は、今渡字野市場、地目は畑、面積は155㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。
転用目的は、「コンビニエンスストアを建築する」とのことです。
周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積み及びコンクリート擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。
雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。
この案件は、農地法第5条受付番号13と同時申請で、開発協議の対象となっています。
周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
今渡をお願いします。

浅 野 委 員 推進委員1番浅野です。現地確認結果の報告をします。
場所は、5条受付番号13で説明された同じところでは。
転用目的は、平成30年6月に農業用倉庫を建てるという5条申請が提出されたところで、申請地北側の土地の一部です。今回、コンビニエンスストアを建築する事業計画変更の形で5条受付番号13と同時申請が出されています。
一般基準判定は、5条受付番号13と同じです。
現地確認の結果、問題はないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。
【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
日程第5、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に

に対する意見について」は、「承認相当」として県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

- 議長 ご異議ないものと認め、本案件は「承認相当」として県に進達することに決しました。
- 議長 日程第6、議案第12号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。
- 事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第12号、土地現況確認申請書（非農地）について、説明いたします。
- 事務局 今回は2件の申請です。
- 事務局 受付番号1の案件は、兼山の方が所有する畑です。
- 事務局 土地の概要は、兼山字宮町、地目は畑、面積は287㎡です。
- 事務局 昭和初期の頃、申請者の父が製材業を継承した際にはすでに製材所が建築されており、現在に至るとのことです。
- 事務局 受付番号2の案件は、今渡の方が所有する畑です。
- 事務局 土地の概要は、今渡字大門先、地目は畑、面積は9.93㎡です。
- 事務局 昭和60年頃、商業用施設の貸駐車場を整備し、現在に至るとのことです。
- 議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
- 議長 受付番号1、兼山をお願いします。
- 山田委員 14番山田が説明します。
- 山田委員 物件の概要ですが、県道を八百津に向かって下渡橋南の交差点手前を右折したところに宮町公民館があり、その前になります。
- 山田委員 現況は農地ではなく、コンクリート張りの宅地です。以前、時効取得ということで確認済みで、今回追加申請となります。特に問題はないと思われれます。
- 議長 受付番号2、今渡をお願いします。
- 浅野委員 推進委員1番浅野です。受付番号2について、現地確認結果の報告をします。
- 浅野委員 場所は、名鉄日本ライン今渡駅より南東へ100m、家電量販店駐車場の中のところですが、事由は、昭和60年頃に大型店舗駐車場の貸駐車場になりましたが、農地のまま使用されていたため、この土地に対して非農地証明申請が出ています。
- 浅野委員 現地確認の結果、問題はないと思われれます。
- 議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。
- 井藤委員 4番井藤がお尋ねします。受付番号1の時効取得というのは、どういう形ですか。ご説明ください。
- 事務局 時効取得について、説明します。
- 事務局 現在所有の方の他に農地を持ってみえる方があったのですが、現在占有する形になって20年以上経った案件、これについて時効取得ということで、何のトラブルもない形であれば取得が可能な案件となっていて、前回時効取得の時は、法務局から通知が事務局にあり、その手続きの関係で総会に挙げさせていただきました。
- 事務局 今回につきましては、時効取得の時には、すでに農地性がないということで、事務局か

ら申請者に対して「非農地であるから非農地申請を出してください」と要請して出てきた案件となっています。

井藤委員

了解しました。

議長

その他何か質問等はありませんか。

日比野委員

6番日比野です。受付番号2の案件ですが、開発をした時の法務局への手続きの忘れと
いうことでしょうか。

事務局

そもそもの申請忘れであったと思われます。資料を見ていただきますと、面積的にも3
坪程度ということで、その時に申請し忘れた案件と思われます。

申請者自体、この農地以外にも敷地を持ってみえまして、最近、申請されているのに地
目の変更がされていなかったため、その証明の申請をした際、この農地については農転の
申請がされてなかったことが判明し、今回の申請に至ったということです。

議長

その他何かありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6、議案第12号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のと
おり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長

日程第7、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
に対する決定について、説明いたします。

今回の利用権設定は、使用貸借権4件と解除条件付使用貸借権10件の合計14件です。
受付番号1から10の案件は、同じ方が利用権の設定を受けるので、併せて説明します。
なお、受付番号8については取下げとなりました。

受付番号1から7、及び9、10の案件は、羽崎の方外8名と土田の法人との間での解除
条件付使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字岡本外17筆の農振農用地で、地目は田、面積は新規16,041㎡、
再設定13,262㎡の合計29,303㎡です。

受付番号1と8については、平成34年2月までの3年間、受付番号2から7、及び9、
10については、平成36年2月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号11の案件は、川合の方と土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定
です。

土地の概要は、川合字東野の農振白地で、地目は田、面積は960㎡、平成34年2月ま
での3年間、利用集積を図るものです。

受付番号12の案件は、下恵土の方と羽崎の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、羽崎字中坪の農振農用地で、地目は田、面積は616㎡、平成41年2月

までの10年間、利用集積を図るものです。

受付番号13から15の案件は、同じ方が利用権の設定を受けるので、併せて説明します。いずれも塩河の方外2名と加茂郡坂祝町の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、矢戸字川原田外3筆の農振農用地で、地目は田、面積は合計7,920㎡、受付番号13、14については、平成36年2月までの5年間、受付番号15については、平成34年2月までの3年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。
大澤委員 2番大澤です。受付番号11について、事務局にお願いがあります。

これは、土田の法人の方が借りられるのですが、川合でこの法人に貸されて、後大変な思いをされた方たちを知っています。里芋を作られているのですが、里芋は3年間ずっと採れるものではないです。1年目は採れますが、2年目は半作、3年目は全然採れない、そうしたところで大体3年借りた後、荒れた状態で農地をお返しになるんです。それはとても気の毒なので、貸し借りされることには反対しませんが、借りられる方にきちんと3年間管理して返しなさいということをよくお伝えいただきたいと思います。

事務局 委員の意見、承りました。土田の法人の方には、その旨お伝えします。
議 長 その他、何かありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第7、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを「承認」し、市長宛てに報告することにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件を「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。

議 長 以上で、審議案件は終了しました。

続きまして、農地法関連の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について事務局から説明いたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、1月1日から1月31日までに届出があった1月受理分について報告します。

3条の3第1項の届出というのは、相続によるものです。

今回は、愛知県豊田市の方外5名からの届出があり、田15筆、面積は17,111.00㎡、畑28筆、面積は7,639.22㎡、合計43筆、24,750.22㎡です。以上です。

議 長 これをもちまして、平成31年第2回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

連絡事項

1. 今後の日程

①現地確認 2月28日(木)

②平成31年第2回総会 3月4日(月)午後1時30分から

③農政講演会の開催について(美濃加茂市農業委員会より案内)

期日 2月27日(水)午後1時30分から午後3時まで

場所 美濃加茂市生涯学習センター